

京都市告示第 20 号

京都市国民健康保険条例第14条第1項、第14条の7第1項及び第15条第1項に規定する保険料率は、次のとおりとし、令和2年4月1日から適用します。

令和2年4月1日

京都市長 門川 大作

1 第14条第1項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 所得割 | 100分の7.56 |
| (2) 被保険者均等割 | 24,360円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 | 16,490円 |
| イ 第14条第1項第3号に規定する特定世帯 | 8,250円 |
| ウ 第14条第1項第3号に規定する特定継続世帯 | 12,370円 |

2 第14条の7第1項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 所得割 | 100分の2.83 |
| (2) 被保険者均等割 | 8,870円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 | 6,000円 |
| イ 第14条の7第1項第3号に規定する特定世帯 | 3,000円 |
| ウ 第14条の7第1項第3号に規定する特定継続世帯 | 4,500円 |

3 第15条第1項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 所得割 | 100分の2.53 |
| (2) 被保険者均等割 | 9,410円 |
| (3) 世帯別平等割 | 4,750円 |

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)